

○ 警視庁職員の給与の減額の免除に関する規程

平成 20 年 7 月 1 日

訓令 甲 第 28 号

存 続 期 間

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁職員（以下「職員」という。）の給与の減額の免除に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 職員の給与の減額の免除については、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）、職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号。以下「都規則」という。）、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和 27 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第 3 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。（へ）

- (1) 職員 警視以下の階級にある警察官及び警察行政職員をいう。
- (2) 所属長 所属及び所属長の呼称に関する訓令（昭和 35 年 8 月 15 日訓令甲第 23 号）第 2 条に定める所属長をいう。

(給与の減額を免除される場合)

第 4 条 規則別表第 14 号に規定するあらかじめ人事委員会の承認を経て任命権者が定めた事項とは、次に掲げる場合とする。（ろ、に）

- (1) 臨時に必要な応じて正規の勤務時間以外の勤務を命じ、又は特に過労な勤務を命じた場合において、一定の休養若しくは出勤猶予又は勤務免除を与える場合
- (2) スポーツ大会の業務の運営に従事する場合
- (3) 口頭審理に人事委員会の通知を受け、当事者として出頭する場合（労働委員会に対する申立ての場合を含む。）
- (4) 骨髄バンク事業に係る骨髄等の提供又は献血を行う場合
- (5) 勤務の軽減措置を受ける場合
- (6) 妊産婦である職員が休養を要する場合
- (7) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合及び再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合

(8) 退職予定者が一般職非常勤職員の採用選考を受験する場合

(権限の委任)

第 5 条 次に掲げる場合において、職員の給与の減額の免除の承認に関する警視総監の権限は、警務部長に委任する。(い、は、ほ)

- (1) 規則別表第 5 号に規定する研修を受ける場合
- (2) 規則別表第 8 号に規定する国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に報酬を得ずに従事する場合
- (3) 規則別表第 10 号に規定する職員が報酬を得ずに都又は都の機関以外のものの主催する講演会等において、都政又は学術等に関し講演を行う場合
- (4) 前条第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する場合

2 次に掲げる場合において、職員の給与の減額の免除の承認に関する警視総監の権限は、所属長に委任する。

- (1) 規則別表第 1 号に規定する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）による停留
- (2) 規則別表第 2 号に規定する風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断
- (3) 規則別表第 3 号に規定するその他交通機関の事故等の不可抗力による原因
- (4) 規則別表第 4 号に規定する在勤庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）
- (5) 規則別表第 6 号に規定する職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合（元気を回復し、相互の緊密度を高め、勤務能率の増進に資する目的をもって職員の所属が主催する行事に参加する場合を除く。）
- (6) 規則別表第 9 号に規定する法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (7) 規則別表第 11 号に規定する職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (8) 規則別表第 12 号に規定する職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- (9) 削除
- (10) 前条第 1 号、第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに規定する場合

(給与の減額免除の承認)

第 6 条 前条第 2 項の場合において、職員が本部所属の長である場合にあつては、それぞれの属する部の長の、警察署長である場合にあつては、警務部長の承認を得なければならない。

第 7 条 職員が規則別表第 5 号、第 6 号及び第 8 号から第 12 号まで並びに第 4 条第 2 号から第 8 号までに規定するいずれかの理由により勤務しないことにつき、警視庁職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（平成 20 年 7 月 1 日訓令甲第 27 号）の規定により承認を受けた場合においては、都規則第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき前 2 条の規定による承認を得たものとみなす。

（細部事項）

第 8 条 この規程を運用するために必要な細部事項は、警務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月訓令甲第 14 号）

この訓令は、平成 21 年 5 月 29 日から施行し、この訓令による改正後の警視庁職員の給与の減額の免除に関する規程の規定は、平成 21 年 5 月 18 日から適用する。

附 則（平成 25 年 12 月訓令甲第 33 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（警視庁職員の給与の減額の免除に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

11 附則第 2 項の規定により施行日以後も引き続き結核休養の承認を受ける職員の給与の減額の免除の承認に関する警視総監の権限の委任に係る取扱いについては、附則第 6 項の規定による改正後の警視庁職員の給与の減額の免除に関する規程第 5 条第 2 項第 9 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。